

一般社団法人 栃木県薬剤師会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、一般社団法人栃木県薬剤師会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、日本薬剤師会並びに栃木県内に所在する地域及び職域の薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、栃木県民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
 - (2) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
 - (3) 公衆衛生の普及・指導に関する事業
 - (4) 薬事衛生の普及・啓発に関する事業
 - (5) 地域医療への貢献並びに医療安全の確保に関する事業
 - (6) 無料薬剤師紹介に関する事業
 - (7) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
 - (8) 日本薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業
 - (9) 会員の福利厚生事業
 - (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、栃木県内において行うものとする。

第 3 章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 本会は、次の者から構成する。

- (1) 正 会 員 栃木県内に住所又は勤務場所を有する薬剤師であって、本会の

目的及び事業に賛同し入会した者

(2) 賛助会員 薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同し入会した個人及び団体

(3) 名誉会員 本会及び本会の目的の達成に功労のあった者として理事会で名誉会員とすることを決議した者

(入会)

第6条 正会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。入会手続きは理事会において別に定める。

2 賛助会員の入会手続きは、理事会において別に定める。

(会員の権利)

第7条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定された次の各号に掲げる社員の権利を行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）

(4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面等の閲覧等）

(5) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(会員の義務)

第8条 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の会費及び負担金等（以下「会費等」という。）を本会に支払う義務を負う。

2 会費等の額及び支払方法は、総会において定める会費規程による。

(任意退会)

第9条 会員は、退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名等)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。ただし、正会員の除名については、総会の決議を経なければならない。

(1) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を棄損したとき

(2) その他除名すべき正当な理由があるとき

- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その総会の開催日の1週間前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は第9条及び第10条に規定するほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 法令で定められた事由が発生したとき(死亡、解散、除名)および任意退会したとき
- (2) 第8条に規定する会費等の支払いを怠り、催促を受けた後、1年を経過してもなお支払わないとき
- 2 前条により会員の資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。
- 3 会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

第4章 代議員

(代議員の選出)

第12条 本会は、代議員をもって法人法上の社員とする。

- 2 代議員の数は、50名以上55名以下とし、各地域・職域薬剤師会毎に区分して選出する代議員の定数は、全正会員に占める各地域・職域薬剤師会における本会の正会員の割合に従って、案分比例した数を基準として定めるものとする。ただし、各地域・職域薬剤師会の代議員数は1人以上とする。

端数の取扱いは理事会において別に定める。地域・職域薬剤師会は広域健康福祉センター（地域健康福祉センターを含む）の行政組織に基づき、当会が定める地域薬剤師会及び病院・医院に勤務する職域薬剤師会とし、会員がそれぞれの薬剤師会に所属している場合は、その地域・職域薬剤師会の所属とし、地域・職域薬剤師会に所属していない場合は、それぞれの会員の希望を踏まえ、個人の住所地、勤務先の住所地を考慮して理事会で所属を決定する。

- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において別に定める。
- 4 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は前項の代議員選挙に立候補することができる。ただし、代議員は本会の役員を兼ねることはできない。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に一度実施することとし、代議員の任期

は、選出の２年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会の決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。なお、当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。

- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになる時又は代議員に事故あるときに備え、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2 以上の代議員の補欠として選出した場合にあつては当該 2 以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第 7 項の補欠の代議員の選出に係る選挙が効力を有する期間は、選挙後最初に実施される第 6 項に定める代議員選挙終了の時までとする。

（代議員の資格の喪失）

- 第 13 条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意に辞任することができる。
- 2 総会は、正当な事由があると認めるときは、総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により、代議員を除名することができる。この場合、その代議員に対し、その総会の 1 週間前までに、理由を付して除名の決議を行う旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 前項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。
 - (1) 第 9 条第 1 項に定める任意退会
 - (2) 第 10 条第 1 項に定める除名
 - (3) 第 11 条第 1 項に定める会員資格の喪失

第 5 章 総 会

（構成）

第 14 条 総会は、代議員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 15 条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 正会員の除名及び代議員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額及びその支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会員規程及び会費規程の制定及び改廃
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会長は開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。
- 3 総代議員の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集を通知しなければならない。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、当該総会において代議員の中から選出する。

(定足数)

第 19 条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第 20 条 総会における議決権は、第 12 条第 6 項に規定するなお書きの場合を除き、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 21 条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、

出席した当該代議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令及びこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第22条 総会に出席しない代議員は、予め通知された事項について書面によって議決し、他の代議員又は補欠の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項において、議決権を代理行使できるのは代議員が事故ある場合で、かつ、総会ごととする。

3 前項の場合、第20条、第21条の適用については出席した者とみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(総会運営規則)

第24条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第6章 役員等

(役員の設定)

第25条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 25人以上30人以内
- (2) 監事 3人以内

2 理事のうち、1人を会長、5人を副会長、1人を専務理事、8人を常務理事、10人から15人を理事（会員外理事5人以内を含む）とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 26 条 理事及び監事の選任は、総会の決議によって行う。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項の会長は、総会の決議によって推薦のあった会長候補者の中から選定することができる。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 25 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事の権利義務を有する。

(役員解任)

第 30 条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。

(役員報酬)

第 31 条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、報酬および費用を支給することができる。

2 前項の報酬等の総額及び支給の基準等は、総会において定める。

(顧問及び相談役)

第 32 条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

3 顧問及び相談役は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

4 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、理事会の定めにより、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

5 前項の規定にかかわらず、顧問及び相談役のうち、法律的、経理的技術を有する専門家に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。ただし、その報酬額は理事会の決議を経なければならない。

(責任の免除)

第 33 条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、全ての代議員の同意がなければ免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該の理事及び監事が善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認められるときは、本会は法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 34 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長が事故あるときは、各理事が、予め理事間で決めた順位により理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

- 2 会長が欠けたとき又は会長が事故あるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思を表示したとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 協力機関

(日本薬剤師会等との協力)

第41条 本会は、理事会の決議により、日本薬剤師会及び第12条第2項に定める地域・職域薬剤師会を協力団体とすることができる。

- 2 本会は、協力団体との連携協力により、本会の事業を推進し、実施することができる。
- 3 協力団体との連携協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(地域薬剤師会協議会)

第 42 条 本会に、諮問機関として地域・職域薬剤師会協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、地域・職域薬剤師会の会長又は代表者によって構成し、次の事項を審議する。

(1) 事業の執行に関し、理事会から諮問された事項

(2) 地域・職域薬剤師会との連絡調整に関する事項

3 協議会は、理事会の決議により、会長が招集する。

第 9 章 資産及び会計

（事業年度）

第 43 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 44 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、本会の事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、直近の総会に報告するものとする。

3 第 1 項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間は、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第 45 条 会長は、毎事業年度経過後 2 箇月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出するものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 定時総会においては、前項第 1 号及び第 2 号の書類はその内容を報告し、前項第 3 号から第 5 号までの書類は、承認を受けなければならない。

3 会長は、第 1 項の書類のほか、次の書類を作成し、本会の主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

(1) 定款

(2) 代議員名簿

(3) 監査報告

(4) 理事・監事名簿

4 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第 46 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第 47 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款は総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 49 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 50 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法によりこれを行う。

第 12 章 職 員

(職員)

第 52 条 本会に職員を置く。職員の任免、給与総額、分限及び執務に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

2 事務局長、検査センター所長などの重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。

3 前項以外の職員は会長が任免する。

(備付け帳簿及び書類)

第 53 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 正会員の名簿

(2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

- (3) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (4) その他法令で定める帳簿及び書類

第 13 章 補 則

(委任)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散日の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は、次のとおりとする。
代表理事 長野順一
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第 12 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

平成 30 年 6 月 17 日改正
令和 3 年 6 月 20 日改正